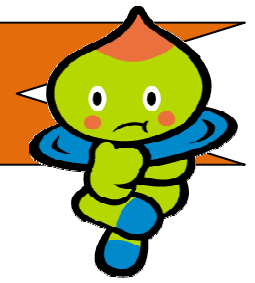


食品添加物（防かび剤）について



アンケートおよび対象食品

アンケートの結果をもとに、県民の方々が不安を感じる食品について、**網羅的**に購入し、検査を実施。

Q アンケートの結果は？

- 平成26年5月に、「不安を感じる食品」について県政モニターアンケートを実施。
- 「防かび剤」について、それぞれ「**オレンジ**」が31.2%、「**レモン**」が25.2%、「**グレープフルーツ**」が23.5%、「**バナナ**」が20.1%という回答率でした。

Q どんな食品を購入するの？

防かび剤は、長時間の輸送等において食品にカビが発生しないように使用されていることから、輸入品を購入することとしました。

また、アンケートの結果から、いずれの食品も回答率に大きな差はなかったことから、上記の食品をすべて対象としました。

Q. 防かび剤って？

「防ばい剤」ともよばれ、外国産のかんきつ類、バナナについて、長時間の輸送貯蔵中にカビが発生しないように収穫後に使用されている添加物です。

食品の種類に応じて、使用制限が定められています。

Q どのように購入したの？

食品の販売量、利用客が多い「**量販店***」を対象に原則、その店で陳列されている「**すべての商品**」を購入したところ、その結果は次のとおりでした。

※スーパー等

購入年月日：平成26年9月24日,11月10日,平成27年2月9日,2月16日,2月23日

購入食品の種類および数：輸入かんきつ類（オレンジ、レモン、グレープフルーツ）、バナナ 計53件

購入施設数（市町数）：14施設（5市町）

Q どんな検査をしたの？

次の項目について検査しました。
防かび剤※（計4項目）

- ①イマザリル
- ②オルトフェニルフェノール（OPP）
- ③ジフェニル
- ④チアベンダゾール（TBZ）

※これら4項目の防かび剤は、日本で使用が認められている防かび剤です。
使用対象食品は、オレンジ、レモン、グレープフルーツなどのかんきつ類、バナナです。

基準値が定められている項目を対象として、オレンジ、レモン、グレープフルーツは①～④のすべての項目、バナナは①、④の項目について検査することとしました。

Q なぜこれらの項目を検査するの？

これらの4項目は、防かび剤としてよく使用されている食品添加物だからです。
滋賀県では、従来から収去検査において、かんきつ類、バナナ等の防かび剤検査としてこれら4項目の検査を実施してきました。

今回も引き続き、これら4項目を検査して使用基準に適合していることを確認するとともに、食品添加物として適切に表示されていることを、次により確認することとしました。

上記の4項目のいずれかの防かび剤が表示されている食品：表示項目がすべて基準値以下で検出されることを確認

上記の4項目のいずれの防かび剤も表示されていない食品：すべて検出されないことを確認

Q. 収去って？

食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が製造所や販売店などから、検査のために必要な量の食品等を無償で採取することです。収去検査の結果をもとに、製造所や販売店等に対し指導を行ったり、基準に違反した食品については廃棄・回収の必要な措置を行うなどにより、食品の安全確保に努めています。